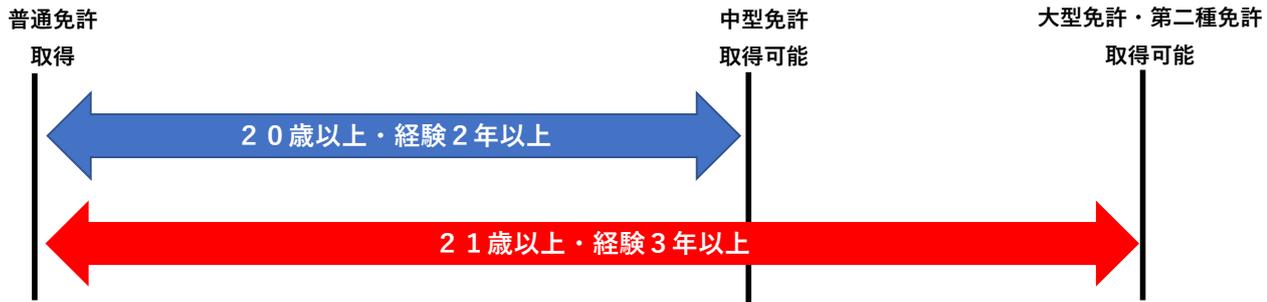


# 受験資格特例教習

令和4年5月13日道路交通法改正により

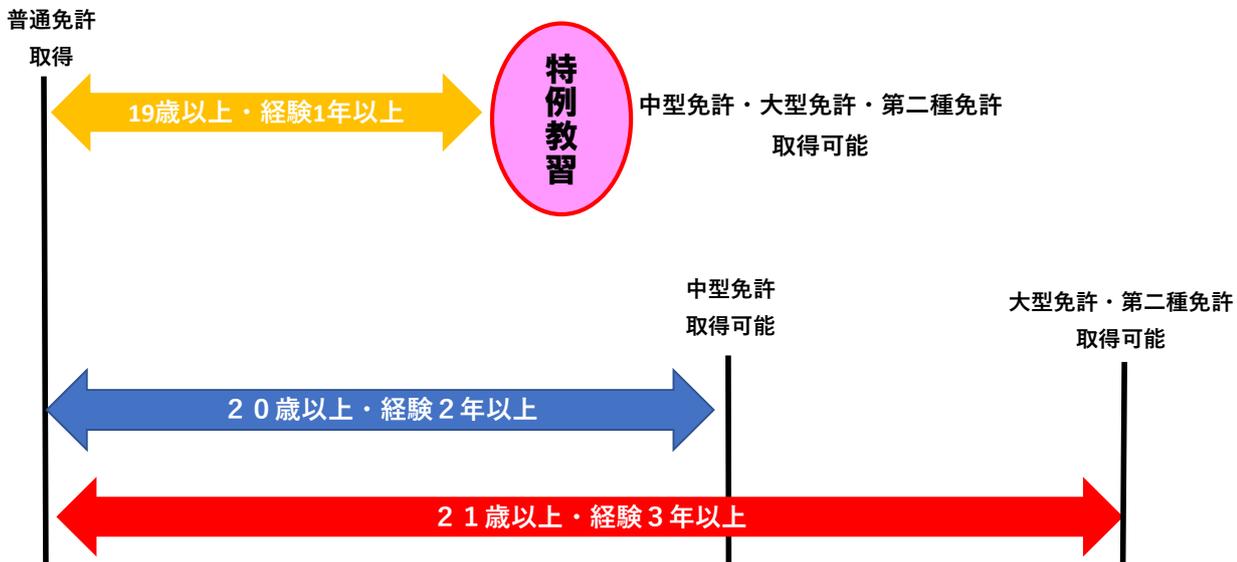
特別な教習を修了すると**19才以上**かつ**普通免許を受けていた期間が1年以上**あれば、**中型免許・大型免許・第二種免許**が取得できるようになりました。

令和4年5月13日以前



令和4年5月13日より

従来通りの免許取得の他に特例教習を受講後、  
中型免許・大型免許・第二種免許を取得できるようになりました。



## ●年齢が満たしていない場合…年齢過程

運転に必要な適性に関し、座学や実車の教習を行います。

## ●経験年数が満たしていない場合…経験過程

運転に必要な技能(危険回避・回避能力)に関し、座学や実車の教習を行います。

## ●年齢と経験年数のどちらも満たしていない場合…経験・経験過程

運転に必要な適性や運転に必要な技能(危険回避・回避能力)に関し、座学や実車の教習を行います。

## 教習時限

入校過程	学科教習時限			技能教習時限		
	時限数	一段階	二段階	最短時限数	一段階	二段階
年齢過程のみ	3	2	1	4	2	2
経験過程のみ	2	0	2	27	9	18
年齢・経験過程	5	2	3	31	11	20

## 教習料金

入校過程	入学金	適性料金	学科教習		技能教習		総額
			単価	料金	単価	料金	
年齢過程のみ	44,000	6,600	2,750	8,250	5,610	22,440	81,290
経験過程のみ	44,000	6,600	2,750	5,500	5,610	151,470	207,570
年齢・経験過程	44,000	6,600	2,750	13,750	5,610	173,910	238,260

※上記料金は税込価格です。

## 特例教習の流れ

